

2023 年 11 月 7 日

ABAC 日本委員が岸田総理に今年の「APEC 首脳への提言書」を手交

APEC 首脳の公式民間諮問団体である APEC ビジネス諮問委員会 (APEC Business Advisory Council、以下「ABAC」) の日本委員・代理委員は、本日 (11 月 7 日)、総理官邸において、岸田 文雄 総理大臣に 2023 年「APEC 首脳への提言書」を手交した。本年の ABAC 日本委員は、國分 文也 丸紅取締役会長、鈴木 純 帝人シニア・アドバイザー、中曾 宏 大和総研理事長、および代理委員の今村 卓 丸紅執行役員、坂口 利彦 帝人ミッション・エグゼクティブの 5 名である。

ABAC は、1995 年の APEC 大阪会議において APEC 首脳が「ビジネス界の声」を直接聞くための団体として設立が提唱され、1996 年に発足した。APEC に参加する 21 カ国・地域の各首脳が、それぞれの国・地域でビジネス界の代表者として指名した ABAC 委員 (60 名、2023 年 11 月現在) により構成されている。

2023 年の ABAC は米国が議長国を務め、「公平 (EQUITY)、持続可能性 (SUSTAINABILITY)、機会 (OPPORTUNITY)」を全体テーマに掲げ、「経済統合」「持続的成長」「デジタルとイノベーション」の 3 つの作業部会、「金融」「包摂」の 2 つのタスクフォースを設置した。2023 年の ABAC 会議は 4 回の全体会議を対面形式にて開催し、作業部会・タスクフォースごとに優先課題を設定し、APEC 首脳への提言書を取りまとめた。また、本年 11 月に米国・サンフランシスコにおいて開催される APEC 首脳会議では、これらの提言に基づき「APEC 首脳と ABAC 委員との対話」が行われる予定である。

APEC では、「2020 年までに域内における自由で開かれた貿易・投資を達成する」という「ボゴール目標」が 2020 年に達成期限を迎えたことから最終評価を行い、2020 年 11 月の APEC 首脳会議において、その先の APEC の方向性を示す「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を採択した。ABAC は「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」の完全かつ意欲的な実現を支援しており、同ビジョンを ABAC のテーマ別取り組みを包括するものと位置付け、毎年の進捗確認や早期の具体的成果を求めている。

本年の提言書の主な内容は、以下のとおりである。

<経済統合>

- アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に向けた具体的措置の実施
- ルールに基づく多角的貿易体制の支持
- サプライチェーンの強靱性と連結性の強化
- 気候への影響改善に向けた貿易協定の活用
- 炭素国境調整メカニズム（CBAM）と APEC 地域への影響の監視
- 環境関連物品・サービス貿易の自由化

<持続的成長>

- 野心的な気候変動対応策の実施
- 公正で現実的かつ野心的で持続可能なエネルギー・トランジション推進
- 持続可能な食料安全保障の確保
- 循環型経済の実現

<デジタルとイノベーション>

- AI 時代における包摂的な成長
- 責任ある AI の奨励（生成 AI、大規模言語モデル、汎用 AI）（デジタルヘルスへの適用）
- 越境データ・フローの円滑化
- 域内デジタル ID システムの相互運用性向上

<金融>

- 越境デジタル貿易金融サービスの促進
- 越境オープンデータ／オープンバンキングとデジタル決済の促進
- トランジション・ファイナンスを支援する相互運用可能な金融市場の整備
- 公正・安価なトランジションへの資金供給
- 持続可能なイノベーションへの資金供給
- 金融サービスにおける広範なデータ共有とプライバシー保護強化技術（PETs）の促進
- 相互運用可能なホールセール型中央銀行デジタル通貨（wCBDC）の開発基準の活用

<包摂>

- 経済的潜在力を発揮しきれていない層（女性・中小零細企業・先住民族など）に対する貿易の包摂性増進
- 中小零細企業の持続可能な開発への参加促進
- STEM（科学・技術・工学・数学）分野への女性の進出増進

以上

添付資料

1. ABAC 日本委員・代理委員の略歴
2. ABAC（APEC ビジネス諮問委員会）について
3. APEC 首脳への提言 ABAC2023 年版 要旨（仮訳）

本件お問合せ先

ABAC 日本支援協議会 事務局
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 21 階
E-mail：secretariat@abac.gr.jp
ホームページ：<https://www.keidanren.or.jp/ABAC/>

ABAC日本委員 (ABAC Member) の略歴

	<p style="text-align: center;">なかそ ひろし 中曾 宏 (株) 大和総研 理事長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1953年10月生まれ。東京大学経済学部卒業。 ・1978年 日本銀行入行。 ・1997年5月より信用機構課長。 ・2003年5月より金融市場局長。 ・2006年6月より国際決済銀行 (BIS) 市場委員会議長を兼務。 ・2008年11月より日本銀行理事。 ・2013年3月より日本銀行副総裁。 ・2018年7月より (株) 大和総研理事長。 ・2021年1月にABAC委員に任命されるとともに、Advisory Group on APEC Financial System Capacity Building (アドバイザー・グループ) の議長を務める。 ・2022年、ABAC金融・経済作業部会の部会長を務める。 ・2023年、ABAC金融タスクフォースの議長を務める。
	<p style="text-align: center;">こくぶ ふみや 國分 文也 丸紅 (株) 取締役会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1952年10月生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業。 ・1975年4月 丸紅 (株) 入社。石油第二部長、石油・ガス開発部長を歴任。 ・2003年4月より中国副総代表 兼 丸紅香港華南会社社長。 ・2005年4月より執行役員。 ・2008年6月より代表取締役常務執行役員。 ・2010年4月より専務執行役員、米州支配人、丸紅米国会社社長・CEO、丸紅カナダ会社社長。 ・2011年4月より専務執行役員、北中米支配人、南米管掌役員、丸紅米国会社社長・CEO。 ・2012年6月より代表取締役副社長執行役員。 ・2013年4月より代表取締役社長。 ・2019年4月より取締役会長。 ・2021年6月にABAC委員に任命される。 ・2022年、ABAC地域経済統合作業部会の副部会長を務める。
	<p style="text-align: center;">すずき じゅん 鈴木 純 帝人 (株) シニア・アドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1958年2月生まれ。東京大学大学院理学系研究科 動物学専攻 修士課程修了。1996年2月に大阪大学 医学博士号取得。 ・1983年4月 帝人 (株) 入社。 ・2002年4月より医薬事業本部 創薬評価研究部長。 ・2003年10月より帝人ファーマ (株) にて、事業開発系部長、研究開発系部長を歴任。 ・2011年4月より帝人 (株) 帝人グループ駐欧州総代表 兼 Teijin Holdings Netherlands B.V. 社長 ・2012年4月より帝人グループ執行役員、マーケティング最高責任者 兼 BRICs担当。 ・2013年6月より取締役常務執行役員、高機能繊維・複合材料事業グループ長 兼 炭素繊維・複合材料事業本部長。 ・2014年4月より代表取締役社長執行役員 CEO。 ・2022年4月より取締役会長。 ・2023年1月にABAC委員に任命される。 ・2023年4月より取締役シニア・アドバイザー。 ・2023年6月よりシニア・アドバイザー。

ABAC日本代理委員（ABAC Alternate Member）の略歴

	<p style="text-align: center;">いまむら たかし 今村 卓 丸紅（株）執行役員</p> <ul style="list-style-type: none">・1966年10月生まれ。一橋大学商学部卒業。・1989年4月 丸紅（株）入社。・2004年4月より経済研究所 チーフエコノミスト。・2008年4月より丸紅米国会社 ワシントン事務所長。・2017年10月より経済研究所長。・2019年4月より執行役員、経済研究所長。・2021年6月にABAC代理委員に任命される。
	<p style="text-align: center;">さかぐち としひこ 坂口 利彦 帝人（株）ミッション・エグゼクティブ</p> <ul style="list-style-type: none">・1961年5月生まれ。東京大学法学部卒業。・1985年4月 通商産業省入省。・2002年6月より独立行政法人日本貿易保険パリ事務所長。・2005年8月より経済産業省産業技術環境局環境経済室長。・2006年7月より金融庁総務企画局企画課企画官。・2008年7月より経済産業省商務情報政策局取引信用課長。・2010年7月より経済産業省製造産業局化学課長。・2011年7月より独立行政法人日本貿易保険総務部長。・2014年7月より経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長。・2015年8月より独立行政法人日本貿易振興機構ロンドン事務所長。・2019年1月より帝人（株）特別参与。・2020年4月より帝人（株）帝人グループ執行役員 全社特命担当 兼 調査・渉外グループ担当。・2023年1月にABAC代理委員に任命される。・2023年4月より帝人（株）ミッション・エグゼクティブ 全社渉外担当。

ABAC (APEC ビジネス諮問委員会) について

ABAC の設立経緯と役割

ABAC (APEC ビジネス諮問委員会) は、APEC 参加 21 カ国・地域の首脳が指名したビジネス界の代表で構成される APEC 唯一の公式民間諮問団体である。1995 年の APEC 大阪会議において APEC 首脳がビジネス界の声を直接聞くメカニズムとして設立を決定、1996 年から活動を開始した。

ABAC の役割は、APEC の経済協力の枠組みに対し、ビジネス界の立場から政策提言を行うことであり、その一環として、「ボゴール目標」達成期限後の APEC の方向性を示すものとして、2020 年 11 月の APEC 首脳会議において採択された「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」の完全かつ意欲的な実現を支援している。また、同ビジョンを ABAC のテーマ別取り組みを包括するものと位置付け、毎年の進捗確認や早期の具体的成果を求めている。

ABAC の活動概要

ABAC は、アジア太平洋地域のビジネス界の見解、政策提言、政策実施状況に関する評価を取りまとめて「APEC 首脳への提言書」を作成し、APEC 首脳に提出している。この提言に基づき、秋の APEC 首脳会議開催の際に「APEC 首脳と ABAC 委員との対話」が行われ、APEC の政策について直接意見交換を行う。ABAC 会議は、ABAC の意思決定を行う全体会議 (Plenary) と、専門分野ごとに提言内容を討議する作業部会 (Working Group) とタスクフォース (Task Force) からなり、全体会議は通常年 4 回開催される。

フィリピン・マニラにある ABAC 国際事務局は、すべての委員、国・地域の ABAC に対する支援、公式ホームページの管理を行う。運営資金は APEC の会費制度に準じ、それぞれの国・地域がその規模に応じて拠出する。

ABAC 日本の活動概要

日本においては、1996 年の設立当初よりビジネス界の強固な支援を受けていたが、1999 年の ABAC 東京会議の開催後、ABAC 日本の支援基盤を拡充・強化する上で、その活動にビジネス界の声を一層反映することが不可欠である等の観点から、経済団体連合会 (当時) や日本商工会議所をはじめとした経済団体が中心となって企業の参加を求め、1999 年に ABAC 日本支援協議会を設立した。現在は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、関西経済連合会の経済団体、ABAC 日本支援協議会の会員企業 (2023 年 11 月現在 56 社) や、業界団体、関係省庁の支援を得て、APEC 域内および、日本のビジネス界に資する政策提言活動を行っている。

2023 年 ABAC の活動

2023 年の ABAC は、APEC と同様に米国が議長を、2022 年と 2024 年の議長国であるタイとペルーがそれぞれ共同議長を務めた。以下の全体テーマを掲げ、ABAC 議長の優先順位に沿って 3 つの作業部会と 2 つのタスクフォースを設置し、提言に向けた取り組みを推進した。

テーマ 公平 (EQUITY)、持続可能性 (SUSTAINABILITY)、機会 (OPPORTUNITY)

2023 年の 作業部会 タスクフォース	経済統合作業部会 Economic Integration Working Group 國分委員 今村代理委員	持続的成長作業部会 Sustainable Growth Working Group 國分委員 今村代理委員	デジタルとイノベーション 作業部会 Digital and Innovation Working Group 鈴木委員 坂口代理委員
金融タスクフォース Finance Task Force 中曾委員 (タスクフォース議長)	優先課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 越境デジタル金融サービスの促進 ● 公正かつ手頃な価格の移行の促進 ● 持続可能なイノベーションへの資金提供 ● 相互運用可能な中央銀行デジタル通貨 (CBDC) の促進 ● 金融サービスにおける越境データ・フローの円滑化 		
包摂タスクフォース Inclusion Task Force 鈴木委員 坂口代理委員	優先課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 女性の経済的エンパワーメントの促進 ● 先住民の経済関与の促進 ● インフォーマル経済のフォーマル化 ● 経済的関与を通じた世代の架け橋 		
	優先課題 <ul style="list-style-type: none"> ● アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の実現に向けた前進 ● 世界貿易機関(WTO) 支持とルールに基づく多角的貿易体制の擁護 ● 貿易の強靱性向上 ● 貿易と持続可能性 	優先課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に対する効果的な対応と低炭素型経済に向けた移行の推進 ● 低炭素化に向けた現実的なエネルギー・トランジションの推進 ● フードバリューチェーン全体にわたる効率的かつ持続可能なプロセスへの取り組み 	優先課題 <ul style="list-style-type: none"> ● サイバーセキュリティの強化 ● 一貫性のある相互運用可能なデジタル ID システムの促進 ● 越境データ・フローの円滑化

2023 年の ABAC は、オークランド会議 (2 月 12~14 日)、バンドル・スリ・ブガワン会議 (4 月 27~30 日)、セブ会議 (7 月 27~30 日) を開催し、サンフランシスコ会議 (11 月 11~13 日) を予定している。

近年、APEC と ABAC との協力関係は一層緊密化しており、APEC の各種会合での官民対話等を通じた経済協力の模索・推進の機会が増えている。米国年である今年も、APEC 各国・地域内での関係大臣・高級実務者とビジネス界代表との積極的な官民対話が実施された。

今後の取り組み

アジア太平洋地域での経済協力の意義・必要性が高まる中で、ABAC は今後とも、ビジネスの立場からの重要課題について、APEC 首脳に提言するとともに、「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」の達成に向けた取り組みを強化し、貿易・投資の自由化・円滑化への取り組みを推進していく。

APEC 首脳への提言 要旨

本提言書に含まれる提言の要旨は、以下のとおりである。

経済統合

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けた具体的措置の実施：アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：Free Trade Area of the Asia-Pacific）は引き続き、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC：APEC Business Advisory Council）が最重要視する経済課題となっており、今日、経済状況、地政学的状況、金融情勢、気候変動をめぐる状況が困難を極めるなか、その緊急性はかつてなく高まっている。FTAAP は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans Pacific Partnership）、地域的な包括的経済連携協定（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）、太平洋同盟（PA：Pacific Alliance）を含む質の高い地域レベルの取り組みに根差したものであるべきである。ABAC は、CPTPP と RCEP が完全に実施・活用され、既存の委員会などを強化することで継続的な監視と漸進的な改善が図られるよう要請する。また、協定の利用に関するデータを収集し、ベスト・プラクティスに役立てることを推奨する。協定で求められる高い水準を満たせる国の新規加盟を奨励すべきである。

さらに、ABAC は、FTAAP アジェンダ作業計画（FTAAP Agenda Work Plan）に具体的かつ現実的な取り組みを追加し、進捗を監視することで、短期的な FTAAP の構成要素を見出し遅滞なく進めるよう努力することを要請する。本報告書に付録として添付した「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に関する ABAC ステートメント」には、サプライチェーン、ペーパーレス貿易、相互運用可能なデジタル規制環境、環境関連物品・サービス貿易の自由化などにおける「アーリー・ハーベスト（早期の成果）」に関する提言、およびニーズに応じた持続的・計画的支援の提供を通じた貿易の包摂性向上（中小零細企業向け、女性起業家向け、先住民企業向けなど）に関する提言を、より詳細に記載している。

ルールに基づく多角的貿易体制の支持：世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は、経済安全保障と経済発展を支える基盤であるだけでなく、今日の困難な課題に対する強力な解決策をもたらす可能性がある。ABAC は、APEC 参加国・地域的首脳に対して、第 13 回閣僚会議で、紛争処理システムや透明性に関する必要な改革のほか、有害な

漁業補助金、貿易を歪める国内農業支援策や非効率な化石燃料補助金の撤廃、環境関連物品・サービス貿易の自由化、電送における関税賦課一時停止措置（モラトリアム）の恒久化、WTO 上級委員会の早期機能回復など、意欲的な成果を達成することを通じて、強力で、信頼され、有意義で、適切に機能する WTO を実現するよう要請する。また、電子商取引や貿易と環境持続可能性に関する体系的議論（TESSD：Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions）に関する開かれた複数国間イニシアティブを支持するよう要請する。その過程で、ビジネス界にも正式な意見表明の機会が与えられるべきである。

サプライチェーンの強靱性と連結性の強化：新型コロナウイルス感染症パンデミックやその他の事象がもたらしたサプライチェーンの大混乱を踏まえ、ABAC は APEC に対し、インフラ投資、物流サービスの自由化、税関手続きの完全な自動化、少額貨物通関手続きの簡素化、ビジネスや国境での手続きのデジタル化などを通じて、域内の物理的連結性の強化に向けた取り組みを加速させるよう要請する。APEC はサプライチェーンの強靱化を図るべく政策対応を検討していることから、採用される政策や措置が学んだ教訓を活かしたものとなるよう、ビジネス界とより一層の協議を重ねることを要請する。ABAC は APEC に対し、貿易の継続性を確保し、将来の危機に備えるために、危機対応における地域協力メカニズムを構築するよう要請する。ABAC では、ビジネス界がサプライチェーンを強靱化するのに役立つダイナミック・ツールキットをすでに開発済みであるが、このツールキットは、中小零細企業支援のためのプラットフォームとして活用できる。

気候への影響改善に向けた貿易協定の活用：貿易と貿易関連措置は、持続可能な構造への変革を実現し、気候に関する約束を果たすうえで、強力な推進力となり得る。APEC 参加国・地域は、数多くの地域貿易協定や二国間貿易協定を締結し、国内、地域、多国間レベルで環境に好影響をもたらすために貿易を活用する機会を創出している。高水準で達成可能な環境基準の採用を支援する貿易規定は、環境関連物品・サービスや低排出技術の貿易拡大と気候関連目標の達成加速化という 2 つの目的を果たすことができるかもしれない。APEC はこうした規定に関する原則を策定することを検討するとともに、途上国・地域が高水準で達成可能な環境基準を採用する手助けをすべきである。さらに ABAC は、「APEC 再生可能エネルギー貿易・投資ロードマップ（APEC Trade and Investment in Renewable Energy Roadmap）」を策定するよう APEC に要請する。

その一方で、ABAC は、補助金を含む貿易関連措置が環境への影響を改善するためのものであったとしても、同時に、市場内および市場間の歪みを最小限に抑え、中小零細

企業や経済的潜在力を発揮しきれていない女性、先住民など、気候変動の影響を過度に受けやすい層にとって「公正な移行」となるように設計されるべきであることに注意を喚起する。

炭素国境調整メカニズム（CBAM）と APEC 地域への影響の監視：ABAC は本年、炭素国境調整メカニズム（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）導入に向けた欧州連合（EU：European Union）の動きがもたらす影響に関する調査報告書の作成を依頼した。同報告書では、CBAM の排出量削減における有効性、WTO ルールとの整合性、アジア太平洋地域における貿易に及ぼし得る影響を考察した。その結果、EU の CBAM は EU 域内の排出量削減につながるものの、CBAM そのものの効果というよりも、域内各国の国内産業に対する EU 域内排出量取引制度の適用除外がなくなることによるところが大きいことがわかった。EU 域外で発生する排出量に与える影響はわずかなものにとどまるだろう。また、調査で得られたエビデンスによると、CBAM 実施に伴い追加的なコストが発生する場合においても、その額は比較的小さく、ほとんどはアジア太平洋地域外の国・地域で発生するものと思われる。一部の APEC 参加国・地域が報復措置に出るリスクもある。調査報告書は、EU の CBAM は域外の国・地域が関与することなく構築されたもので、影響を受ける国・地域が WTO で異議申し立てを行う可能性があるとは指摘している。

同報告書は、APEC に対し、引き続き CBAM の動向と有効性ならびにアジア太平洋地域の貿易、投資、サプライチェーンにおける追加的なコストを監視し、CBAM よりコストのかからない代替策を検討するなど、数々の提言を行っている。

環境関連物品・サービス貿易の自由化：グリーン貿易は、環境保護に資する製品を入手・利用しやすくするだけでなく、世界の経済成長にも寄与し得る。環境関連物品・サービス貿易の大きな妨げとなっているのは、i) 支援的ではない貿易・環境政策、ii) 環境サービスの提供に熟練している専門業者の欠如、iii) 中小零細企業を置き去りにしない「公正な移行」を確保する必要性、という 3 つの要因であることが ABAC の調査で明らかになった。APEC のこれまでの取り組みは賞賛すべきものであるが、取り組む余地はまだある。ABAC は APEC に対し、関税・非関税障壁を撤廃し、環境サービスの提供に熟練した業者利用の拡大を図り、「公正な移行」を確保することで、環境関連物品・サービス貿易を促進するよう要請する。環境関連基準・規則・政策の整合化を図る地域レベルのグリーン経済枠組みを構築し、環境専門家の国際移動の円滑化を図るべく、APEC の協力のもとに作業計画を策定することについては、詳細な提言を別途報告書にまとめている。さらに、ABAC は、グリーン調達政策、利用しやすいグリーン貿易金融、有力な

業界専門家の協力のもとで行う能力構築などを通じて、中小零細企業にとっての「公正な移行」が確保されるような取り組み方を求める。

ペーパーレス貿易の推進：ペーパーレス貿易は、サプライチェーンと国境での手続きの可視性、完全性、効率性を向上させる可能性がある。 この分野において APEC 参加国・地域はそれぞれ異なる発展段階にあり、APEC 地域全体として一貫性のある意欲的な取り組みは依然として欠如している。ABAC は、今後 10 年間を見据えた「APEC 越境ペーパーレス貿易に関するロードマップ (APEC Cross-Border Paperless Trade Roadmap)」と実施計画の策定を要請する。実施計画には、各国・地域の対応力に応じて柔軟性を持たせつつ相互に合意した行動、目標、スケジュールを明記する。ロードマップは、国際的な政府間組織や民間組織を含む世界の動向を踏まえて随時更新すべきである。APEC は、自由貿易協定やデジタル経済協定におけるペーパーレス貿易への取り組みも参考にすべきである。電子的転送可能記録のためのモデル法 (MLETR : Model Law on Electronic Transferable Records) など関連する国連モデル法との整合性、MLETR 実施における経験の共有、関連する文書、データ・セット、国境をまたぐペーパーレス化の取り組みやプロジェクトを収納したデータベースの維持管理、各国・地域内シングル・ウィンドウの相互運用可能性に関する原則の策定、デジタル貿易文書に関する試験プロジェクトの拡大、中小零細企業のデジタル化と能力構築の支援、などに関する詳細な提言は別途報告書にまとめている。

中小零細企業、女性や先住民が経営する企業など、経済的潜在力を発揮しきれていない層に対する貿易の包摂性増進：女性、先住民、その他の経済的潜在力を発揮しきれていない層の出身者が経営する企業を含む中小零細企業的能力強化を図れば、経済全体の繁栄につながる連鎖的波及効果をもたらされる。しかし、中小零細企業は貿易を行ううえで多くの課題に直面しており、先住民が経営する企業はとりわけ大きな障害や構造障壁に直面している可能性がある。中小零細企業向け支援プログラムは、具体的なニーズの分析に基づき、ニーズに応じた持続的・計画的な支援（女性、先住民、その他の経済的潜在力を発揮しきれていない過小評価グループの出身者が経営する企業向けなど）を提供するものでなければならない。FTAAP や貿易協定も、先住民同士のつながりを深めるなど、先住民企業のニーズと利益を反映すべきである。

デジタル化とイノベーション

「デジタル版ヌードル・ボウル (digital noodle bowl)」現象解消に向けたデジタル経済ガバナンス協調の推進：マッキンゼー・グローバル・インスティテュートの推計による

と、生成 AI（genAI：Generative Artificial Intelligence）は年間 7.9 兆米ドルの経済効果を生み出す可能性があるが、それと同時に、早ければ 2030 年にも現在ある仕事の最大 50%を自動化し、仕事の性質を大きく変えることになる。このような変革には不確実性がつきもので、場合によっては人類の存続を脅かしかねない大きなリスクを伴う。こうしたツールの急速な進歩に加えて、相当規模の投資が行われ、ツールの普及が進んでいることから、世界全体で積極的、協調的、協力的な政策対応をとる必要がある。APEC 参加国・地域は、生成 AI、大規模言語モデル、ならびに汎用人工知能（AGI：Artificial General Intelligence）に向けた動きに具体的に対処すべきである。研究開発への投資と協力強化はリスク軽減に役立つだろう。

越境データ・フローの円滑化：APEC の任意参加の制度である「越境プライバシー・ルール（CBPR：Cross-Border Privacy Rules）」は、地域の枠を超えてデータプライバシー保護に関する法令順守を促すうえで大きな可能性を秘めているが、その可能性はまだ十分発揮されていない。採用企業を増やすために、ABAC は APEC 参加国・地域に対し、制度への参加拡大と制度に対する理解向上を図るとともに、CBPR を特に中小零細企業にとって利用しやすい制度にすることを要請する。そのためには、より簡略で使いやすい認証手順を提供し、APEC の CBPR と個人データ転送に関するその他のあらゆる仕組み、枠組み、基準との整合性向上を図ることで、ルール遵守に伴う分断化、複雑性、コスト増を回避する必要がある。

APEC 域内のデジタル ID システムの相互運用性の向上：デジタル経済の発展にデジタル ID が重要であるとの認識のもと、ABAC が 2022 年に取りまとめた報告書「APEC におけるデジタル ID：デジタル経済の信頼性、包摂性、相互運用性の深化（Digital Identity in APEC: Deepening Trust, Inclusion and Interoperability in the Digital Economy）」は、効果的なデジタル ID システム・制度の構築に向けて ABAC が策定した原則を採用するよう APEC に求めている。

科学・技術・工学・数学（STEM）分野への女性の進出増進：科学・技術・工学・数学（STEM：Science, Technology, Engineering and Mathematics）分野で女性がしっかりと存在感を示せるようにすることは、地域の繁栄と成長に不可欠である。ABAC では、STEM 分野の教育と雇用への女性参加における格差について調査を実施し、参加の妨げとなっている障壁を特定した。ABAC は、民間部門のネットワークや LinkedIn の協力のもと、技術集約型産業に女性が従事するうえで何が妨げになっているかをより詳細に示し、少女と女性の STEM 分野への参加を促すための提言を取りまとめた。

持続的成長

野心的な気候変動対策の実施：APEC 地域は、地理的条件と人口の多さゆえに気候変動の影響を特に受けやすく、気候変動による悪影響は域内のコミュニティの繁栄と包摂性ならびに存続そのものを脅かしている。ABAC は、APEC 参加国・地域の首脳に対し、ABAC の「削減・緩和、適応、公正な移行に関する気候変動対策リーダーシップ原則 (Climate Leadership Principles, of Reduction and Mitigation, Adaptation and Just Transitions)」と整合性のある一連の気候原則を採用することで、低炭素経済への効果的な移行を加速させ、有意義な行動を引き出すよう要請する。ABAC は、以前から求めてきた、排出量削減目標の達成を妨げる非効率な化石燃料補助金の早期撤廃を改めて要請する。

公正で、現実的かつ野心的で、持続可能なエネルギー・トランジションの推進：APEC 参加国・地域は、エネルギーをめぐる各国・地域の現状と将来予測の精査に基づく、現実的なエネルギー・トランジションに向けた計画を実行すべきである。エネルギー・トランジションの道筋は多様なものになるだろう。各国・地域別、業種別ロードマップと低炭素技術の開発レベルに即して検証されたプロジェクトの国際的な資金調達を可能にするために、こうした取り組みは APEC 地域全体で協調して行うべきである。さらなる排出量削減を促すために、相互運用可能な環境・社会・ガバナンス (ESG: Environmental, Social, and Governance) タクソノミー、カーボン・プライシングの仕組み、相互運用可能な炭素市場を構築すべきである。ABAC は、APEC 参加国・地域がデジタル化を受け入れ、スマート・グリッド (次世代電力網)、エネルギー貯蔵、エネルギー管理システム、データ分析といった分野における協力機会を模索することを奨励する。

ABAC が提案した「再生可能エネルギー貿易・投資ロードマップ (Trade and Investment in Renewable Energy Roadmap)」を想起し、ABAC は、APEC 参加国・地域の首脳に対し、気候変動に関する目標を達成するために、再生可能エネルギー・インフラと関連サービス、低炭素技術 (その利用を支える物理的インフラも含む) への民間投資が可能になるような環境づくりを要請する。民間部門の投資を引き出し、技術進歩を促すためには、明確かつ安定した政策枠組み、透明性の高い規制プロセス、市場ベースの解決策が不可欠である。

持続可能な食料安全保障の確保：ABAC は、APEC がバイオ・循環型・グリーン (BCG: Bio-Circular-Green) 経済モデルを採用し、域内全域での技術の導入と食料バリューチェーン全体にわたる相互運用可能性に重きを置く「APEC 食料安全保障デジタル・

プラン（APEC Food Security Digital Plan）」を通じて意欲的なデジタル食料戦略を実施していることを歓迎する。有害な漁業補助金や貿易を歪める国内農業支援策の撤廃、関税・非関税障壁の削減を含む食料・農産品貿易体制の改革を進めることで、APEC 地域により持続可能で公平な食料システムが構築される。

ESG 慣行への中小零細企業組み入れ促進：中小零細企業にとって、環境・社会・ガバナンス（ESG：Environmental, Social, and Governance）に関する資質を示せることは、単に優れたビジネス慣行としてだけでなく、ESG の取り組みが重視されるグローバル・バリューチェーンから意図せず排除されるという事態を回避するためにも、ますます重要になっている。ABAC は APEC に対し、ABAC やその他のステークホルダーの協力のもと、中小零細企業にとって現実的かつ実現可能で利用しやすく、ESG 慣行への中小零細企業組み入れを促すような「中小零細企業 ESG 包摂枠組み（MSME ESG Inclusion Framework）」を構築するよう要請する。

循環型経済の実現：従来の「調達・生産・廃棄」という直線型経済モデルが天然資源を枯渇させ、環境全体にわたる深刻な被害を引き起こすことを踏まえると、循環型経済モデルを採用することで、APEC 参加国・地域における非効率な資源の採掘と消費を減らすことができるとも考えられる。循環型経済を実現するには、消費者と労働者と環境を守りながら、リバース・サプライチェーンを通じた再利用可能な資源の世界的な流れを促すような基準と慣習を取り入れる必要がある。